

東京都公文書の管理に関する条例一部改正条例の修正案について

2019年9月12日
日本共産党東京都議会議員団

日本共産党都議団は、東京都公文書の管理に関する条例一部改正条例について、都民の「知る」権利にこたえ、公文書の取り扱いを広く都民に明らかにする立場から、13日の総務委員会に修正案を提出します。内容は以下のとおりです。

【修正案の内容と修正の理由】

1. 第1条に、「都民の『知る権利』を保障する」という文言を追加しました。

→東京都情報公開条例の前文には、「都民の『知る権利』が情報公開の制度化に大きな役割を果たしてきた」と明記されています。公文書の管理に関する条例も、都民の「知る権利」の保障に深くかかわるものであることを明確にするための修正です。

2. 第10条4項として、「実施機関は、第一項の規定により、保存期間が満了した公文書を廃棄しようとするときは、第七条第三項の基準に適合するか否かについて東京都公文書管理委員会の意見を聴くものとする。」という項目を追加しました。

→公文書の廃棄に当たっては、第三者の目を入れ、より厳格に扱うようにするための修正です。

3. 第11条2項の「知事は、実施機関に対し、公文書の分類、件名、保存期間及び保存期間が満了したときの措置が記載された文書目録の提出を求めることができる。」を「実施機関は、公文書の分類、件名、保存期間及び保存期間が満了したときの措置が記載された文書目録を、知事に提出しなければならない。」に改めました。

第11条3項として、「知事は、前項の規定により実施機関から提出された文書目録を、速やかに公表しなければならない。」を追加しました。

→公文書の分類、件名、保存期間及び保存期間が満了したときの措置取り扱いを広く都民に明らかにすることで、廃棄前の開示請求や廃棄決定に対する異義申し立てなど、都民の都政参加促進に資するようするための修正です。

以上